

広報

# あしや

973号

令和3(2021)年

4月1日



お互いが尊重される地域づくり  
芦屋町教育委員会

## 町制施行130周年 ロゴマーク決定！



### 町制施行130周年ロゴマーク

町制施行130周年ロゴマークを募集し、応募作品の中からロゴマークが決定しました。町制施行130周年を盛り上げるために、すばらしい作品を応募して下さった皆さま、ご協力いただきありがとうございました。ロゴマークの詳細は裏表紙に掲載しています。



# 町制施行130周年記念 フォトコンテスト

町制施行130周年を記念して、芦屋町の風景などをテーマにしたフォトコンテストを行います。プロ・アマ問わず、誰でも応募できます。

## ●最優秀賞

賞金 10万円を進呈

## ●作品の要件

- 平成31年4月1日～令和3年11月14日に撮影した写真
- 芦屋町の景色、町並み、産業、人々の営みやできごとを写したA4サイズ(21cm×29.7cm)のカラー写真(縦横は問わない)

## ●応募期間 4月1日(金)～11月19日(金)

## ●応募方法 申込書と応募写真を併せて郵送または持参

- 郵送＝〒807-0198 (住所記入不要) 芦屋町役場産業観光課商工観光係宛(11月19日(金)の当日消印有効)
- 持参＝役場1階産業観光課窓口(平日・午前8時30分～午後5時15分)

※申込書は1作品につき1枚提出してください。

## ●申込書の配布場所 役場1階産業観光課窓口、芦屋町観光協会

※町のホームページからもダウンロードできます。

## ●結果発表 12月下旬

## ●注意事項

- ①1人の応募枚数に制限はありませんが、応募者本人が撮影したものに限りです。
- ②応募作品の著作権は、町に帰属し、応募された時点で町が無償で使用することに同意したものとみなします。応募作品は町ホームページや関連施設などに掲載・展示するほか、広報などで使用場合があります。なお、応募された作品は、返却しません。
- ③応募作品は、肖像権や著作権など第三者の権利侵害に関わる問題が発生した場合は、すべて応募者の責任とします。被写体に人物が含まれる場合、肖像権侵害などの責任は負いかねます。応募作品は被写体の承諾を得ているものとみなします。
- ④撮影許可が必要な場所での撮影は、応募者自ら申請してください。応募作品は許可を得ているものとみなします。
- ⑤そのほか、法令遵守のうえ撮影してください。
- ⑥未成年が応募する場合は、保護者の同意が必要です。応募作品は保護者の同意を得ているものとみなします。
- ⑦応募作品に、合成写真や日付けが写し込まれているものは受け付けできません。
- ⑧応募作品は、ネガ、ポジフィルム原版、デジタルデータのいずれかを提出してください。提出のない場合は、入賞を取り消す場合があります。

## ●問い合わせ 商工観光係(☎223局3542)



# 町制施行130周年 ロゴマークの紹介

## ●ロゴマーク

表紙に掲載しています。

## ●作者

鹿児島県在住の男性

## ●コンセプト

芦屋町が未来に向けて更に飛躍・躍進すること、芦屋町への愛着を深め、町内外に魅力を発信し、さらに節目の年を町民一緒に祝い、盛り上げていくことを願い、デザインしています。

## ●作品の説明

130周年の「130th」を基調に、「ashiya」の頭文字「a」、芦屋町を表す特徴的な要素である町花、町木、芦屋釜や芦屋町民、太陽を組み合わせでデザインし、芦屋町が永遠(無限=∞)に発展することを表しています。

## ●今後の活用

決定したロゴマークは、町制施行130周年のPRや記念事業など、さまざまな機会をとおして、積極的に活用していきます。

## ●問い合わせ 地方創生推進係(☎223局3571)

# 広報あしやの発行が 月1回に変わります

今号(973号)を最後に、広報あしやの発行サイクルが変わり、1日号・15日号の月2回発行から、月1回「〇月号」として前月25日に発行します。

## 【例】5月号＝4月25日発行

今後も皆さんとのコミュニケーションを大切に、分かりやすく親しみやすい紙面づくりに取り組んでいきます。※皆さんからの情報や投稿は、掲載したい月の前々月15日までお願いいたします。

## 【例】6月号の締め切り＝4月15日(金)

## ●問い合わせ 広報情報係(☎223局3569)

